

研究ノート

戦後日本における性教育の手引き類および実践計画の変遷に関する研究 ～性教育学習指導案データベースを通して～

茂木輝順

1、研究動機と課題意識

(1)近年の性教育をめぐる国際的な動向

1994年、国連の国際人口開発会議(カイロ)で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)¹が提唱され、人間の健康にとって、＜性＞の健康が必要不可欠であることが指摘された。以後、各国でリプロダクティブ・ヘルス／ライツ実現への取り組みが実行されるようになった。

1999年には、WAS(当時；世界性科学会、2005年7月性の健康世界学会に改称)が、「性の権利(セクシュアル・ライツ)宣言」²を採択し、2000年には、WHO(世界保健機構)とPAHO(パン・アメリカン保健機関)が、WASと共同で、『Promotion of Sexual Health-Recommendations for Action』(日本語訳は『セクシュアル・ヘルスの推進・行動のための提言』として2003年(財)日本性教育協会より出版)を作成し、行動戦略の一つとして「包括的な性教育をすべての人々に提供する」³と謳っている。2005年には、WASが「モントリオール宣言」⁴を発表し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」や「包括的性教育」の重要性を再度確認している。

このように、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」や「包括的性教育」は国際的な流れになっているとも言えるが、必ずしもこの方向性が全世界で共有されているわけではない。例えば、アメリカ合衆国は、現ブッシュ大統領就任以後、UNFPA(国連人口基金)⁵やIPPF(国際家族計画連盟)⁶への資金援助を打ち切り、「結婚まで禁欲のみ教育」を行っているプログラムにだけ性教育に対する補助金を助成するなど、反リプロダクティブ・ヘルス

／ライツの姿勢を見せている(これは、共和党が基盤としているキリスト教原理主義勢力の影響と言われている)。これに対し、SIECUS(米国性教育情報協議会)などは、包括的性教育推進のための情報提供や支援の中心となって活動している。

(2)近年の性教育をめぐる日本の状況

近年、日本でも、保守派による「性教育バッシング」がさかんに行われている。2002年の『思春期のためのラブ&ボディBOOK』回収・絶版⁷や、2003年の都立七生養護学校視察・教材没収⁸などはその顕著な例である。特に「性教育バッシング」の対象とされている具体的な事項は、①小学校低学年に「ペニス」「ワギナ」と性器の名称を外来語で教えること、②小学校で「性交」について教えること、③性器付きの人形を教具として使うこと、④中学校以下で「コンドームの使い方」「ピル」について教えること、など、いずれも学校の性教育の授業に関わることである。

(3)性教育に対する文部科学省(旧・文部省)の基本姿勢

1949年、文部省純潔教育委員会が「純潔教育基本要項」を発表する。その中で、性教育(当時の言葉では純潔教育)は、どこか特定の者が責を追うわけではなく、「家庭教育、社会教育、学校教育の三面から相協力して、相互に密接な連けいを保つこと」とされた。それぞれの地域の実情にそった性教育が望まれたのである。また、学校教育での取り扱い方については「教育方法としては、特に純潔教育のみを取上げることなく、時宜にふれ、あるいは一

般教科内容を通じて、直接この教育を浸透するように留意し」とされ、性教育は独立教科として設定されず、保健体育・理科・家庭科などの各教科と、特別活動(ホームルーム/学級活動)などを通して、指導されることとなった。つまり、文部省は、性教育の実施方法について、大枠を示したのみで特に細やかな規定を設けず、地域や学校にその運営を任せたのである。

1986年に発刊された、文部省『生徒指導における性に関する指導～中学校・高等学校編』でも、性教育は「生徒指導」の扱いであり、具体的な授業内容に関する記述はない。

1999年に文部省が発刊した『学校における性教育の考え方、進め方』では、文部省発刊資料の中で初めて「性教育」という言葉が採用された。この中で、学校での性教育の授業の重要性が示されているが、タイトルの通り「考え方・進め方」を概説したものであり、具体的な授業例は展開されていない。

このように、性教育の具体的な実施方法・内容については、地域や学校にその運営が任されているため、各都道府県・市町村の教育委員会が「性教育の手引き」を発行し、学校ごと(あるいは教師ごと)に性教育の実施計画が立案されて、実践されているのが現状である。

このような中で、日本の性教育の授業実践は、具体的にどのように構想され、行われてきたのだろうか、人々はどのような性教育が望ましいと考えてきたのだろうか、私はこのような点を明らかにしていきたいと考えるようになった⁹。

2、研究目的

そこで、研究目的を次のように設定した。

●戦後性教育の実践を授業記録・教材(教科書・副読本)・学習指導案などから歴史的に検討し、性教育の時代差・地域差などを明らかにする。

3、研究方法

研究方法は、基本的に、文献検討であるが、その中で、「性教育学習指導案データベース」を作成するという手法を取り入れる。その利点は、時代的/地域的な分布状況を、数量化することによって、単なる印象論ではなく、より客観的に具体的に把握できる点にある。

4、性教育学習指導案データベースの作成

(1)性教育学習指導案データベースとは？

各都道府県・市町村教育委員会が発行した「性教育の手引き」類や、各学校(幼稚園・小・中・高・盲・ろう・養護学校)が発行・発表した「性教育の実践報告」の中に収録された「学習指導案」をデータとして蓄積したものである。

(2)資料の収集

教育委員会発行の「性教育の手引き」や各学校の「実践報告集」は、一般に市販されないのが通常であるため、国会図書館も含め、一般の図書館は、ほとんど所蔵していない。

そういった資料を多く所蔵している場所の一つとして、(財)日本性教育協会(通称；JASE)の資料室があげられる。JASEは、性教育の啓蒙・研究を目的として、1972年に設立された文部科学省所管の財団法人で、日本の性教育研究の中心的存在でもあり、先に触れたWASにも加盟している。JASEの資料室については、資料収集を完了し、データベースへの入力も終えている。

もうひとつ考えられるのは、各都道府県教育委員会が運営する教育センターの資料室である。各都道府県教育委員会は、教員の研修・研究のために、教育センターを設けていて、その資料室には、性教育の実践に関わる資料が多く所蔵されていると考えられる。教育センターでの資料収集がまだまだ不十分であることは、今後の課題である。

(3)データベースの詳細

データベースの作成は、「FileMaker pro ver.7」にて行っている。まず、①資料名、②資料発行学校/教委名、③都道府県名、④資料作成・発行年月、⑤年次計画で予定されている単元名・題材名、⑥資料ID、以上6項目を入力し「資料データベース」を作成する。そして、①資料ID(資料データベースとリレーションし、資料名、資料発行学校/教委名などの項目も自動的に入力される)、②授業タイトル、③対象学年、④授業形態(男女別/共修等)、⑤使用教材教具名、⑥授業キーワード、⑦授業ジャンル(指導案によって1~3つ)、⑧掲載ページ、⑨授業案ID、以上を入力して、「指導案データベース」を作成する。

「指導案データベース」の⑦授業ジャンルは、収集したキーワードをもとに、KJ法の要領によって、A~KおよびZの12個の大ジャンルとそれらに付随する小ジャンルを表1のように決定している。

現在までに「指導案データベース」へ入力を終えたレコード件数は5158である。データ収集のために使用した資料数は402である(この場合の資料数のカウントは、100例近い指導案を含む資料集も、1例のみの授業案が記された紙切れ1枚の実践報告資料もそれぞれ「1」とカウントしている)。レコード件数を学校種別に分けると、幼稚園119件、小学校2319件、中学校1811件、高等学校634

件、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)275件である。レコードの都道府県別の分布状況は図1の通りである。福島県・山梨県・鳥取県・宮崎県を除く43都道府県からデータを得ている。

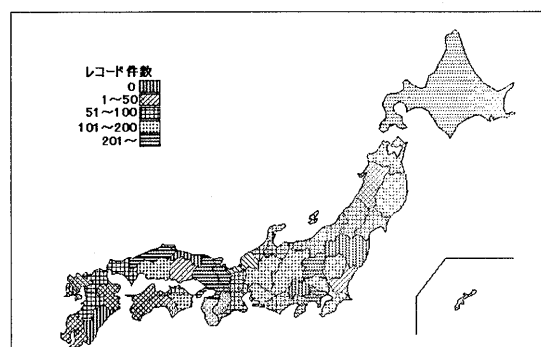


図1・レコードの都道府県別の分布状況

表2 年代別レコード数状況

レコードの年代別分布状況は右の表2の通りである。1970年代前半のデータが一番多く、最近(2000年代)のデータはあまり多くない。

データ年	レコード数
～1969	229
1970～74	1107
1975～79	705
1980～84	710
1985～89	976
1990～94	612
1995～99	488
2000～	245
不明	86
総数	5158

表1 授業ジャンル分類表

大ジャンル	A性差	B発達・成長	C性感染症	D生活習慣	E哲学・倫理・道徳	Fジェンダー	G人間関係	H自己論	I差別問題	J性被害・性犯罪	Kメディア	Zその他
小ジャンル	A1赤ちゃん	B1動物・植物	C1HIV・エイズ	D1身だしなみ	E1生命尊重	F1ジェンダー	G1交際・男女交際	H1悩み	I1HIV感染者	J1性被害	K1インターネット	Z1総合的な学習の時間
	A2生殖機能(卵・精子)	B2発育	C2性病	D2月経指導	E2生命の神秘	F2男女共同参画	G2ふれあいの性	H2アイディンティティ	I2セクシュアルマイノリティ	J2性犯罪	K2マスコット	Z2グループ発表
	A3生命誕生(受精)	B3二次性徴	C3その他の感染症	D3余暇活動・昇華	E3純潔	F3性別役割分業	G3家族・両親	H3行儀・態度のコントロール	I3障害者差別	J3性被害	K3ポルノ・露骨	-
	A4生殖機能(性交)	B4声変わりの指導	-	D4男子の心理	E4哲学・倫理・道徳	F4男女共学・別学	G4友人	H4進路・生き方・人生論	I4部落差別	J4いたづら・ひやかし	K4友人からの性被害	-
	A5人工妊娠中絶	B5更年期・老化	-	D5休養・行事前指導	E5愛憎とは	F5母性・良妻賢母主義	G5高齢者とのふれあい	H5自分史	-	J5売買春・援助交際	K5読書指導	-
	A6出産	B6成長と遺伝	-	D6薬物・アルコール指導	E6性とは	F6男らしさ・女らしさ	G6男女仲よく/男女協力	H6共通の感情	-	-	-	-
	A7母体保護	B7性行動の心理	-	D7規則正しい生活	E7性と人権	F7女性運動	G7結婚指導	H7自尊	-	-	-	-
	A8避妊	-	-	D8けがの手当	-	F8夫婦別姓	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	F9性の商品化	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Z9ジャンル不明

5、性教育学習指導案データベースを使用し ての研究例

このデータベースを使用すれば、ある特定のテーマ／ある特定の条件についての時代差・地域差を調べることができる。その例として、次の2点、(1)都道府県別「性教育の手引き」類の発行状況、(2)男女別性教育の内容検討の研究例を示したい。

(1)都道府県別「性教育の手引き」類の発行状況

先述のとおり、現在の学校教育における性教育は学校や地域によって内容や程度に多少の差異があり、子どもたちが十分な性教育を受けられるか否かは、ある種の「偶発性」も関わっていると考えられる。例えば、たまたま性教育に熱心な校長・教師・地域の医療関係者がいる、性教育の研究指定校になった、などの場合、より充実した性教育を受けられる可能性が高くなる。「性教育の手引き」類もその偶発性に関連する要素の一つと考えられる。

そこで、本データベースを使用し、「性教育の手引き」類の都道府県別発行状況を年代別に整理し、文部省の性教育関連政策とともに、性教育の地域差と年代差の一端を明らかにしてみることにした。

①1940年代

戦後の日本の性教育は、純潔教育として出発している。1946年の次官会議を受ける形で、文部省社会教育局が純潔教育委員会を発足させ、1949年、文部省純潔教育委員会が「純潔教育基本要項」を発表している。

1940年代後半には、京都、兵庫で性教育の手引きが発行された。ここでは、いずれの県も純潔教育ではなく、性教育の語が採用されている。

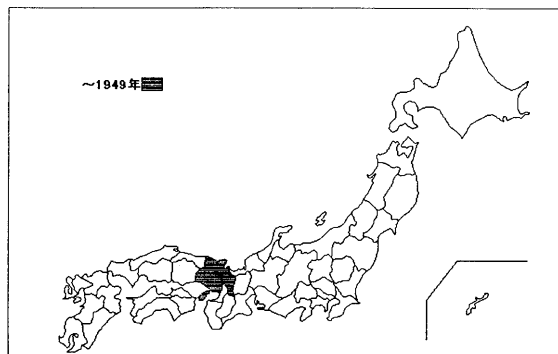


図2 1940年代の「手引き」類発行状況

②1950年代

1950年代前半には、文部省の初等中等教育局が「中・高生徒の性教育の基本方針」(1952年2月)を通達したり、『明るい生活：中学校高等学校における性教育の手引き』(1953年、但し未発表資料)を作成したりと、「性教育」に関与してくるが、当分は社会教育局の「純潔教育」主導で性教育政策が進んでいく。1955年には、純潔教育委員会から改組された純潔教育分科審議会が「純潔教育の普及徹底に関する建議」を発表する。その中では、『性教育』と『純潔教育』とは相違があるわけではない、「純潔教育は、いわゆる封建的貞操観、道徳観、宗教的禁欲主義などの先入観のみによって行われることはのぞましくない」などと述べられており、「純潔教育」への揺らぎも感じられる。

1950年代には、山形、鹿児島が手引きを発行している。山形は性教育、鹿児島は純潔教育の語が採用されている。

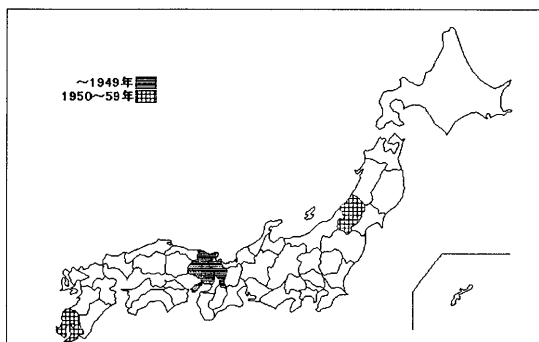


図3 1950年代の「手引き」類発行状況

③1960年代

文部省社会教育局婦人教育課は、1950年の純潔教育分科審議会『男女の交際と礼儀』を改訂し、59年の『男女の交際と礼儀・改訂版』を刊行する。これに引き続き、60年代には、1961年『思春期までの子どもの指導』、1962年『男性と女性～若い人々のために』、1964年『性についての正しい考え方・青少年の性に関する問題』、1967年『社会教育における純潔教育の概況』と、次々に保護者・青年・教職員向けの資料を発行していく。

1960年代には、性教育の手引き類を発行する都府県も増えていくが、発行された手引きの多くは、「性教育」ではなく、「純潔教育」という言葉がタイトルに入っている。

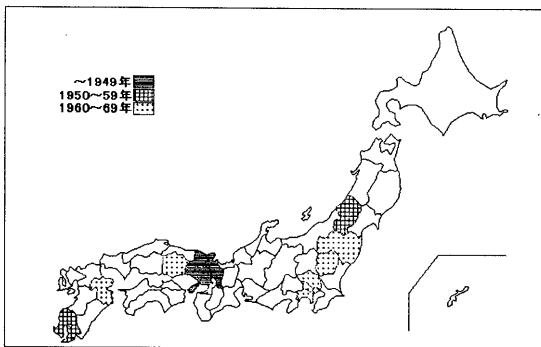


図 4 1960年代の「手引き」類発行状況

④1970年代

1970年代に入ると、1972年に日本性教育協会が設立され、同年文部省社会局長裁定として「純潔教育と性教育とが同義語である」(文社婦第80号)との見解が示されるなど、純潔教育から性教育への転換が進んでいく。

1970年代までに、半数以上の都道府県で「性教育の手引き」類が発行されているが、1976年の山口県教育委員会の「純潔教育の手引き～高等学校編」を最後に、手引きの名称からも「純潔教育」が消えていく。これと同時に科学的な知識をより重視する内容の性教育の手引きが増えていく。

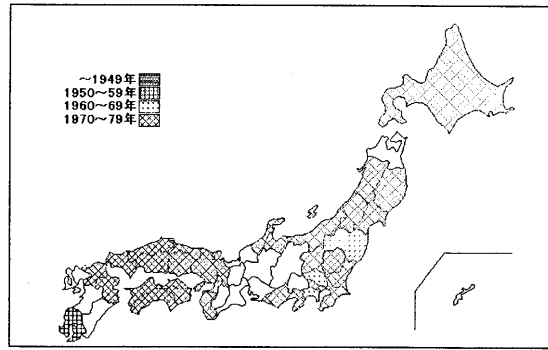


図 5 1970年代の「手引き」類発行状況

⑤1980年代

ところが、文部省は「性教育」という名称での資料発刊には慎重で、1986年には「性に関する指導」という言葉での指導資料が出されている。また、80年代からのエイズの発生も関連し、1989年の学習指導要領改訂による、小学校の保健教科書の登場や、理科でヒトの発生を取り扱うことなどが、「性教育元年」とも報道された。

1980年代には28の府県で性教育の手引き類が発行されている。5県が初めての「性教育の手引き」類を発行している。

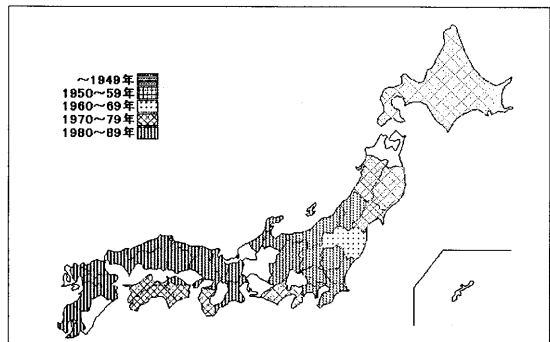


図 6 1980年代の「手引き」類発行状況

⑥1990年代

先の学習指導要領が1992年に施行され、これを前後にして数年、教育現場には一種の「性教育ブーム」が巻き起こる。そして、1999年には、文部省が『学校における性教育の考え方・進め方』を発刊する。文部省の指導資料のタイトルに、初めて「性教育」という言

葉が使われたことになる。

1990年代には、22都道府県が発行している。
1990年代に入って、4県が、初めて「性教育の手引き」類を発行したことが確認できる。
90年代には、エイズ予防教育を念頭においた「手引き」が多く出されている。

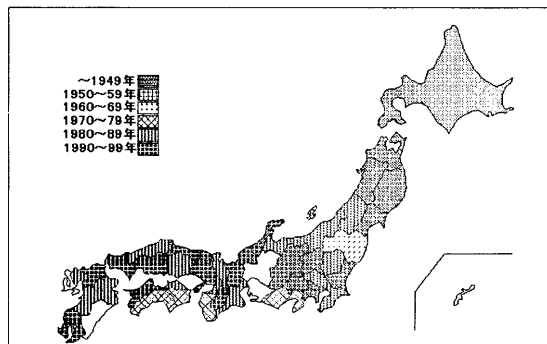


図7 1990年代の「手引き」類発行状況

⑦2000年代

さらに、2000年代には、現在までに17都道府県が発行したことが確認できる。

ここ数年は、先述の「性教育バッシング」の影響もあり、学習指導要領の範囲を強く意識した「手引き」類が多く見られる。

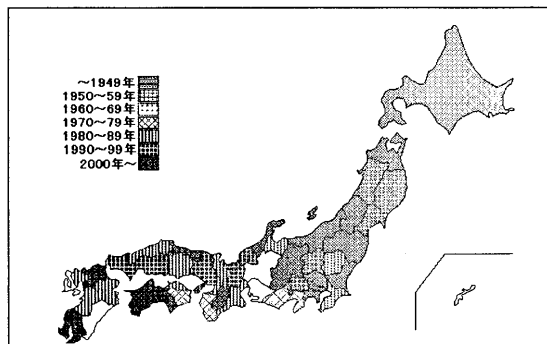


図8 2000年代の「手引き」類発行状況

また、「性教育の手引き」類が最初に発行された初出年代を図で示すと図9のとおりである。現在においても発行が確認できていない県もある。

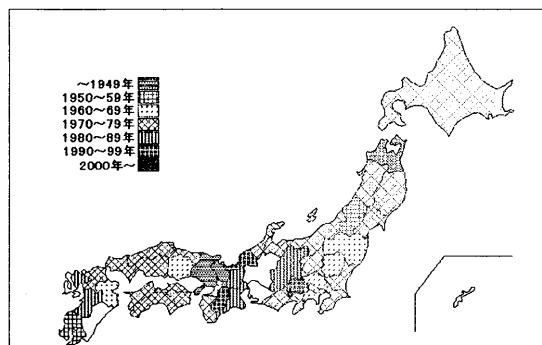


図9 「手引き」類の初出年代

⑧小括

以上のように、本研究では都道府県のものに限ってみてきたが、市町村や各学校も含めると、これまでに非常に多くの「性教育の手引き」類が発行されている。それにもかかわらず、手引きの発行がどのような効果が、どの程度あるのか、ほとんど検証されていないように思われる。「性教育の手引き」類を発行することの意義をもう一度根本から問い直すという作業の必要性を再認識された。

(2)男女別性教育の内容検討

かつての性教育に対して、男子はほぼ放置状態で、女子のみに月経指導が行なわれ、場合によっては女子のみに純潔の尊さが教えられるというイメージをもっている性教育関係者は多いと考えられる。

例えば、長年性教育に携わっている村瀬幸浩は「わが国の性教育はずっと長い間」「女子のみを対象」に「林間学校などの行事の前」に「月経」指導が行なわれ、その一方で「男子は自由時間」であったなどと述べた上で、「これまでのわが国の性教育は、性差による固定的な性別役割意識とジェンダー・バイアスを刷り込む役割をはたしてきたのではないと思われる」¹⁰とかつての性教育を振り返っている。

このような男女別性教育への反省もあり、

(後でも触れるが) 近年の性教育の多くは男女共修を前提として構想されている。その一方で、最近、性教育の一部を男女別にすることが提案され、実践も行なわれている。

例えば、佐藤年明は、いくつかの男女合同の性教育と男女別の性教育の実践を比較する中で、「男女を分けての学習を、性役割分担の固定化というように捉えるのではなく、性教育において学習者にとってより自由で居心地のよい学習環境をどのように創造していくかについての模索の中での一つの選択肢と捉えて、日本の性教育実践者が積極的に試みられることを期待する」¹¹と主張している。また、高校の実践で、男女共修でなかなか発言が出てこないという状況を、一旦男女別々で学び、最終的に男女共修に戻すという、一部に男女別を取り入れた性教育を通じて「男女それぞれが共に学びあっていく」ということが目指された実践も報告されている¹²。

本研究では、このように注目されつつある「男女別性教育」に着目し、これまでの男女別性教育が性教育全体の中でどのような位置を占めていたのか、性教育学習指導案データベースを用いてその一端を明らかにし、その中から男女別性教育の問題点をより明らかにすることにした。

①男女別性教育の割合

データベースのレコード 5153 件の学習指導案・実践記録のうち、教授対象が、「女子の

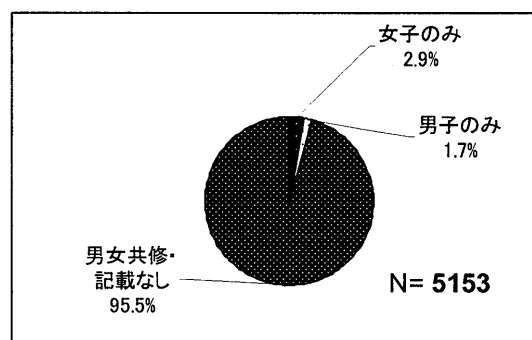


図 10 男女別性教育の割合

み」のものが 147 件(2.9%)、「男子のみ」のものが 86 件(1.7%)であった。男女別性教育の占める割合は、低いと言える。

②年代別男女別性教育の割合

「女子のみ」「男子のみ」の性教育が占める割合を年代別に表したのが、下図のグラフである。その年代のうち、「女子のみ」は、60年代は 6.1%だったのが、70年代は 5.1%、80年代は 2.1%、90年代 0.3%と減っていく。「男子のみ」は、60年代 2.6%だったのが、70年代に 3.3%と若干増えるが、80年代 1.1%、90年代 0.1%と減っていく。2000年代は、「女子のみ」「男子のみ」とも 0 件で、全く見られなかった。

このことから、近年の性教育は男女共修を前提として構想されていることがわかる¹³。

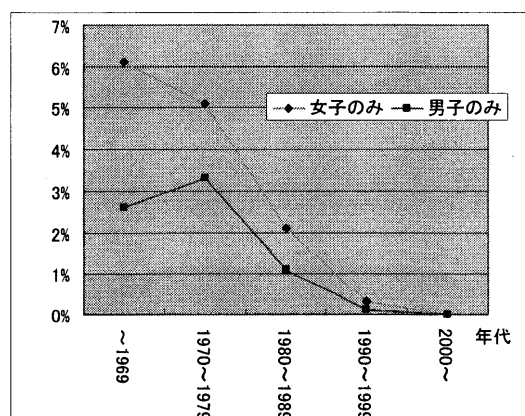


図 11 年代別男女別性教育の割合

③男女別性教育の学年別分布

「女子のみ」147 件、「男子のみ」86 件を対象学年別にならべると次ページの表 3 のようになる。主に、小学校高学年から中学校に多くあることがわかる。一番比率が高いのは、「女子のみ」は小学校高学年、「男子のみ」は中学 2 年である。

表 3 男女別性教育の学年別分布状況

校種・学年	女子の み(a)	% [(a)/147]	男子の み(b)	% [(b)/86]
小学(中)	5	3.4%	0	0.0%
小学(高)	46	31.3%	23	26.7%
中学 1 年	32	21.8%	18	20.9%
中学 2 年	23	15.6%	26	30.2%
中学 3 年	23	15.6%	11	12.8%
高校 1 年	2	1.4%	3	3.5%
高校 2 年	7	4.8%	1	1.2%
高校 3 年	2	1.4%	3	3.5%
特別支援 諸学校	7	4.8%	1	1.2%
計	147	100.0%	86	100.0%

④男女別性教育の内容分類

男女別性教育で扱われる内容を KJ 法の要領で、大きく分類すると、「女子のみ」は[1]初経(初潮)・月経を中心に第二性徴、[2]男子の性衝動や性心理・性被害の防止、[3]受精・人工妊娠中絶・出産、[4]母性・女性の役割・乳幼児の保育、の 4 つに、「男子のみ」は、[1]精通・射精を中心に第二性徴、[2]自慰への注意と性欲の昇華法、[3]受精を中心に生命誕生、の 3 つに分類することができた。これらの内容は、男女の[1]は第二性徴という点で、[2]は男子の性衝動への対応という点で、[3]は受精という点で男女それぞれが対応していると整理することができる。ただし女子の[4]の保育に当たる内容は、男子のみ性教育では、見られなかった内容である。以下、[1]～[4]の内容をもう少し詳しく見ていく。

[1]第二性徴

月経・初経に触れているのは、「女子のみ」147 件中、97 件(66.0%)で、射精・精通に触れているのは、「男子のみ」86 件中、43 件(50.0%)であった。このことから、これまでの男女別の性教育の中心的内容は、女子は月経、男子は射精であったと言える。

[2]男子の性衝動への対応

また、内容分類[2]の「男子の性衝動への対応」の「女子のみ」の性教育で取り上げられている具体的な内容を見てみると、

・「性衝動のあらわれ方が男女でちがう点を理解し男子の性衝動の特徴をよく知り」「男女交際の中で誘惑されやすい場所や機会を理解」する(中 2・1972 年・長崎)¹⁴

・「男子を無意識に刺激していないか。女子と男子の心理の違いを知り、お互いに思いやりのある言動をする。」(中 1・1975 年・北海道)

・「自分の態度などによって、誘惑を誘発することを気づかせ、被害防止の態度を養う」(中 2・1972 年・大阪)

・「男はオオカミみたいなもの」(中 2・1974 年・山口)

といった記載が見られる。

それに対し、男子のみ性教育では、性衝動への対応として、自慰への注意と性欲の昇華法が教えられている。具体的には、

・「性衝動の自制が人間としての価値を高める」(中 2・1972 年・群馬)

・「理性的に欲望を抑え、スポーツ、学習、芸術などに熱中するなどして性の欲望を有意義な方向に転化させる」(中 2・1970 年・長崎)

・「自慰は普通の行為である。しかし過度の放出は精神的充実の減少や生理的疲労のあることを説明する」(中 1・1989 年・北海道)

といった記載が見られる。

このように、女子には男子の性衝動への注意が促され、しかも、性被害を受けるのは男性の性衝動を誘発している女子に責任があるかのような記載が、その一方で男子には性衝動の自制と過度の自慰への注意が教えられていたと言える。

[3]受精

内容分類[3]の受精に関して見ると、女子のみの授業において、

・「人工妊娠中絶の母体への影響は、専門医でさえ不安を伴いながら手術に当たるものであ

り、かつ実際に失敗も起っている。さらに中絶による障害が将来不妊の原因となることもあるし、胎児抹殺ということが女性だけでなく、男性にも精神的苦悶として生涯まつわりつくものである。」(中 3・1972 年・京都)

・「人間は望まない妊娠をさけるために避妊することを理解する」(中 3・1987 年・北海道)という記載が見られた。その一方で、男子のみの性教育では、「受精」について扱っているものがあるものの、「人工妊娠中絶」や「避妊」を教えている授業案や実践例は見られなかった。

[4] 母性・女性の役割・乳幼児の保育など

さらに、女子のみ性教育で、

・「女性としての誇りと自覚を持たせる」(中 1・1977 年・群馬)

・「母親となる価値と使命について考えさせる」(中 2・1973 年・和歌山)

・「乳幼児の健康は、母体から受け継がれる」(中 3・1972 年・東京)

という記載が見られたが、男子のみの性教育では、保育について触れている授業案や実践例は見られなかった。

また、冒頭で、かつての性教育に対するイメージの中で、「女子のみに純潔の尊さが教えられた」というイメージがあると述べたが、男女別性教育において「純潔の尊さ」について触れているものは、「女子のみ」では 6 件、「男子のみ」でも 6 件で、管見の限りでは、必ずしも女子のみの性教育だけで扱われているというわけではなかった。

⑤小括

これまでの男女別性教育は、特に 80 年代までに集中し、特に、＜男=女の関係性＞という面で、・男子の性衝動が殊更強調、危険視され、・それを誘発し性被害を招くのは女子に責任があるかのような内容があり、また・女子のみ中心に「人工妊娠中絶」「避妊」が扱われる傾向にある、という内容的な問題が、＜

親=子の関係性＞で言えば、男子が育児について学習する機会がない、という問題があることが示唆された。

そこで、今後、男女別性教育が行なわれる場合には、＜男=女の関係性＞における内容的な問題が一掃され、自らの性やからだを学ぶ上で「自由で居心地のよい学習環境」を保障するという意味での＜当事者性＞を重視した性教育が望まれると言える。つまり、男女別性教育を即座に「性別役割分担」と捉えるのではなく、自分のからだや他者との関係性をより深く学んでいくための前段階の一形態として捉えるべきだということが示唆されている¹⁵。

6、まとめと今後の課題

上述の研究例のように、性教育学習指導案データベースは、性教育の年代差や地域差を調査するための基礎データを提供し、これをきっかけに内容的な検討も含め、日本の性教育の授業実践が、具体的にどのように構想され、行われてきたのかを明らかにするためのツールとして使うことができよう。

しかし、まだまだ年代的にも地域的にもレコード数に偏りがあることも否めない。当面の目標として、それらの偏りをできるだけ小さくするために、各都道府県教育委員会の教育センターの資料室へ出向き、資料収集を重ね、レコード数をさらに積み重ねなければならないだろう。

本データベースが、単に性教育の時代差や地域差を探るためのツールにとどまらず、現在あるいは将来の性教育実践者にとっても有用な情報や授業例を提供できるツールとなれるよう、バージョンアップの作業を重ねていくつもりである。

【註】

1 リプロダクティブ・ヘルスとは「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、

精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。従って、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつことを意味する。」

(国際人口・開発会議「行動計画」カイロ国際人口・開発会議(1994年9月5-13日)より)

第14回世界性科学会議(1999年8月26日;香港)で採択。1. 性的自由への権利、2. 性的身体の自律、安全性、安全への権利、3. 性的プライバシーへの権利、4. 性的平等の権利、5. 性の喜びへの権利、6. 情緒的性的表現への権利、7. 自由な性的関係への権利、8. 生殖に関する自由で責任ある選択への権利、9. 科学的研究に基づく性に関する情報への権利、10. 包括的セクシュアリティ教育への権利、11. 性的健康に関するケアへの権利、以上11項目がセクシュアル・ライツの中身として具体的に列挙されている。(WASのWebページ;

http://www.worldsexualhealth.org/about_sexualrights_japan.aspより)

3 「包括的性教育とは個人の自己決定権、男女平等、性の多様性を尊重し、禁欲だけではなく、避妊、性感染症などについても教育するというもの」橋本紀子「日本のジェンダー平等と性教育をめぐる動向と課題」『教育学研究』第72巻第1号2005年p.11

4 第17回世界性科学会議(2005年7月15日)で採択。モントリオール宣言の原文及び和訳は、(財)日本性教育協会のWebページ

(http://www.jase.or.jp/pdf/montreal_declaration_a4.pdf)で見ることができる。

5 「国連人口基金は、すべての女性、男性、そして子どもが健康な生活を送り、平等な機会を享受できる世界を実現するために活動する国連機関です。国連人口基金は、貧困を減らし、望まれない妊娠をなくし、すべての出産が安全に行われ、すべての若者がHIV/エイズの脅威にさらされることなく生活し、すべての女性と少女が尊重され、尊厳ある人生を送ることができるよう、人口統計データを用いながら、様々な国の政策を支援しています。」(国連人口基金日本語Webページ;<http://www.unfpa.or.jp/1-1.html>より)

6 国際家族計画連盟(IPPF)は「生殖、ジェンダー、性に関する全ての分野における人々の健康と権利、そして選択を提供すると同時に、全力を尽くしてそれらの促進に努め」ている「性と生殖に関する健康と権利の提供者、推進者として世界最大の任意の非政府組織」である。(国際家族計画連盟日本語Webページ;

<http://www.ippf.org/ContentController.aspx?ID=5>より)

7 厚生労働省委託により(財)母子衛生研究会が作成した『思春期のためのラブ&ボディBOOK』は、2002年5月に衆議院文部科学委員会では山谷えり子議員(当時民主党、のちに保守新党を経て、現自民党)によって問題視され、翌日の『産経新聞』で「中学生にピルのすすめ!」という見出しで取り上げられたことを契機として、絶版・在庫回収・廃棄処分に至った。

8 2003年7月2日の定例都議会で、土屋たかゆき議員(民主党)が、七生養護学校の性教育に関する質問を行い、翌々日の4日に、土屋議員のほか、古賀俊昭議員(自民党)、田代ひろし議員(自民党)の3都議と日野市会議員3名、都教委30名弱が、産経新聞記者を同行して、七生養護学校を視察する。5日の『産経新聞』には「過激性教育 都議ら視察」「まるでアダルトショップのよう」と記事が書かれ、その後、都教委が教材(人形・書籍・授業録ビデオ)を没収し、教員の厳重処分を行った。2005年1月、東京弁護士会は都教委に対し、「教材一式を七生養護学校に返却し、性教育を2003年7月以前の状態への原状回復をせよ」などの警告を発したが、都教委はこれに従うこともなく、2005年5月には同校保護者・元同校教員などが原告となり、東京都・都教委・上記3都議・産経新聞を被告して、東京地裁に提訴している。現在も係争中である。

9 性教育実践の時代的・地域的な差異については、先行研究においても、田代美江子「敗戦後日本における性教育の展開とその実態—学校における保健教育との関係で」『教育学研究室紀要』第6号(女子栄養大学教育学研究室発行)2005年で、宇都宮市立錦小学校・宇都宮市立一条中学校・和歌山市立教育研究所・京都市立西京高校・京都府立山城高校・大島正雄ら『性教育はどのようにおこなうか』の6点の実践計画・報告が比較されている程度で、全国的な状況や年代差については、ほとんど明らかにされていない。

10 村瀬幸浩『21世紀・性と性教育のゆくえ』大月書店1998年p.209

11 佐藤年明「思春期の性教育における男女別学習と男女共同学習の意味—日本とスウェーデンの実践事例にもとづいて」『三重大学教育学部研究紀要』第57巻、2006年

12 丸山慶喜、関口久志「対談;男子の生きづらさと性教育のこれから」『季刊Sexuality』第28号、2006年、エイデル出版

13 但し、本データベースには未入力ではあるが、愛媛県教育委員会『性教育指導マニュアル』2007年では、「男女別学習で、男子を男性教諭が女子を養護教諭や女性教諭が指導することにより学習効果が高まる可能性がある」と報告されている」と述べられた上で、小学校5年生女子の宿泊学習前に行なう月経指導の指導案が掲載されている。ごく一部ではあるが、教育委員会の性教育の手引きレベルにおいても、男女別性教育を見直す動きがあると言えそうだ。

14 ここでの都道府県名はその記載がある資料の発行地を表していて、必ずしもその都道府県の教育委員会が発行した性教育の手引き類ではない。以下の都道府県名も、同様。

15 ただし、男女別性教育を行なうに当たって、機械的に「男子」「女子」と振り分けられることに違和感のある児童・生徒、「性的マイノリティ」の子どもたちはどうあるべきかという点は、本研究では考察できなかった課題である。